

(平 15. 11. 11)
総 2 - 9)

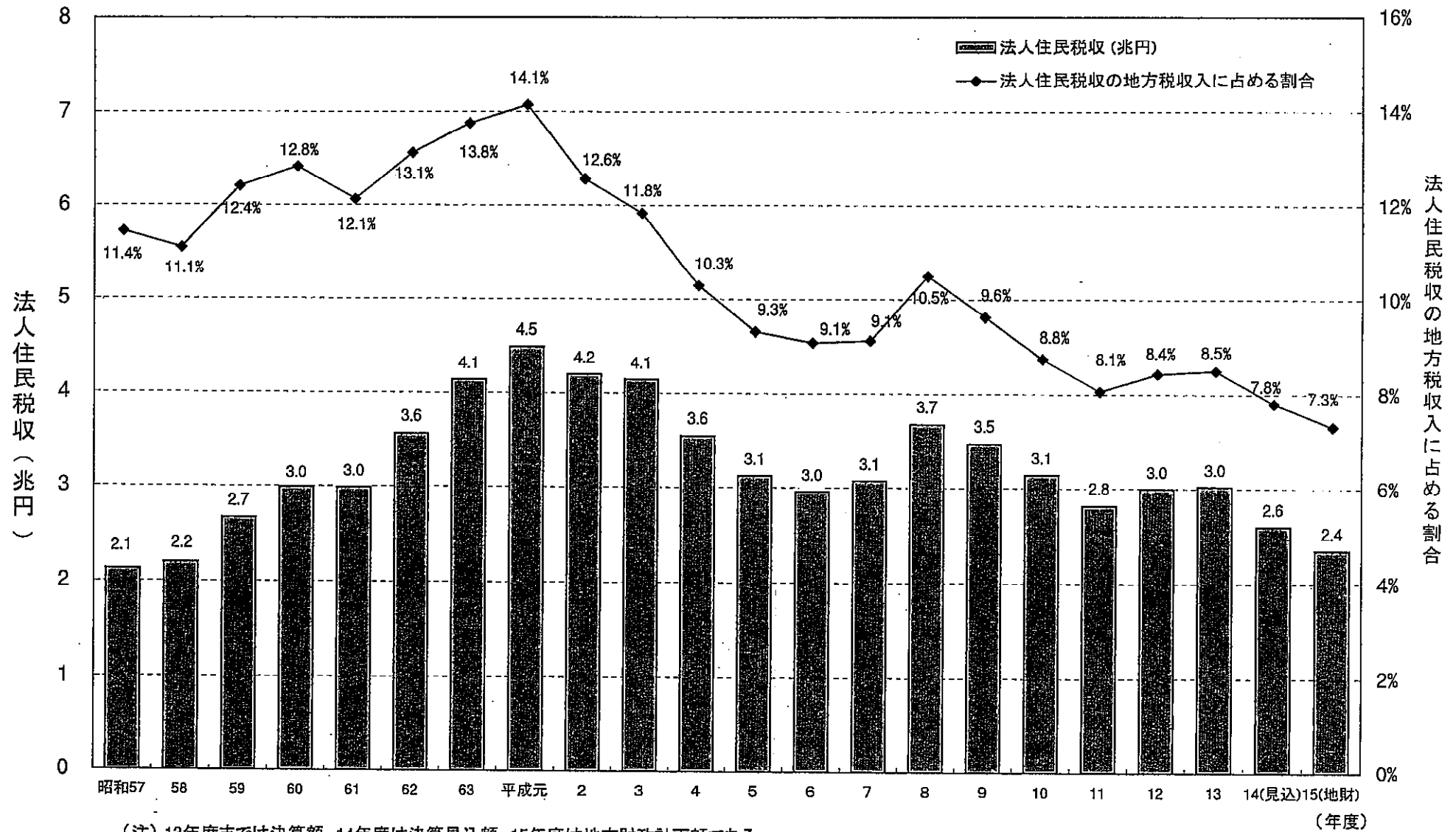
資 料

(地方法人課税関係)

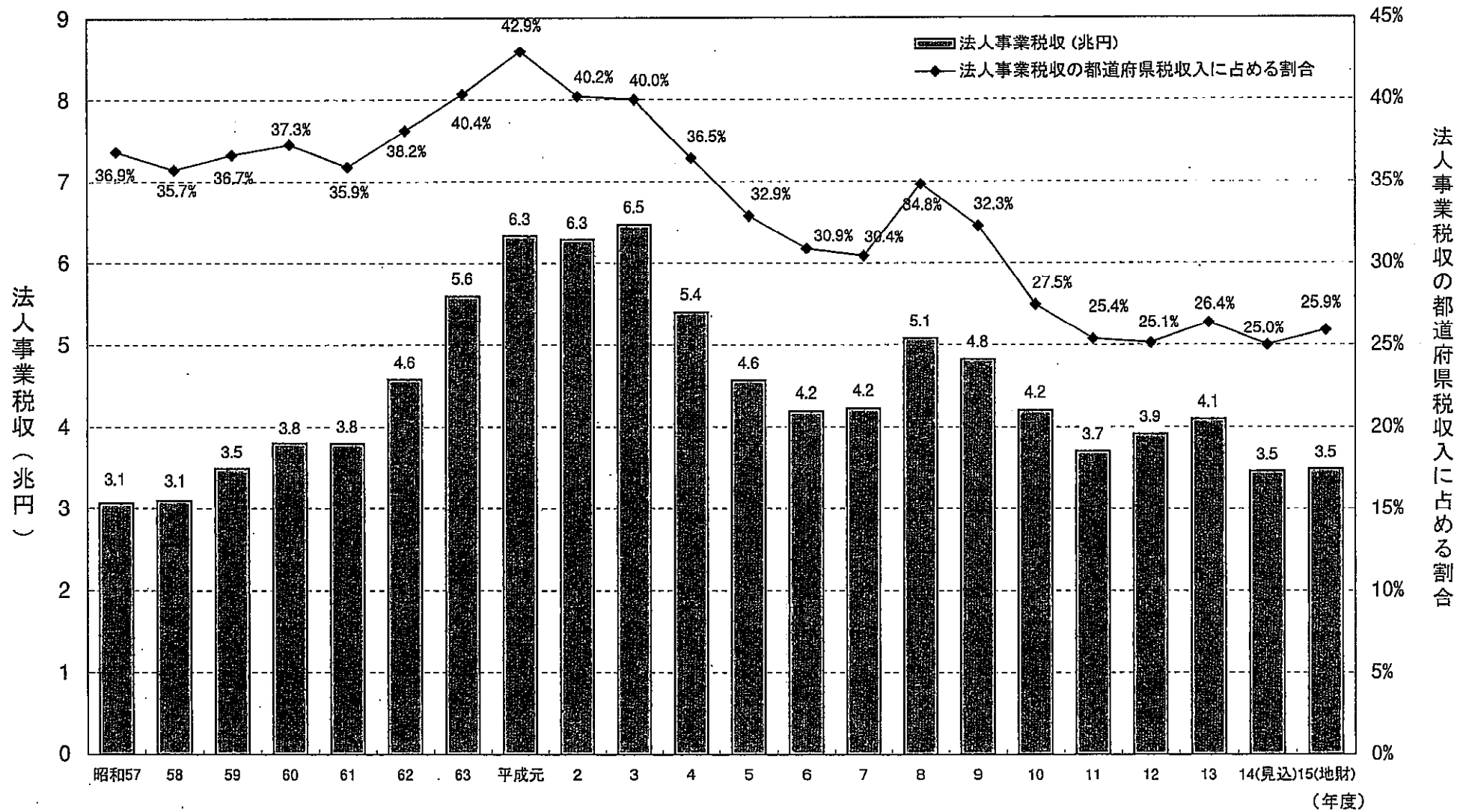
資 料 目 次

法人住民税収の推移	1
法人事業税収の推移	2
法人二税の税率の推移	3
東京都のいわゆる銀行税について	4
地方税の主な非課税等特別措置による減収額の内訳	6
事業税における社会保険診療報酬に係る特例措置について	7

法人住民税収の推移

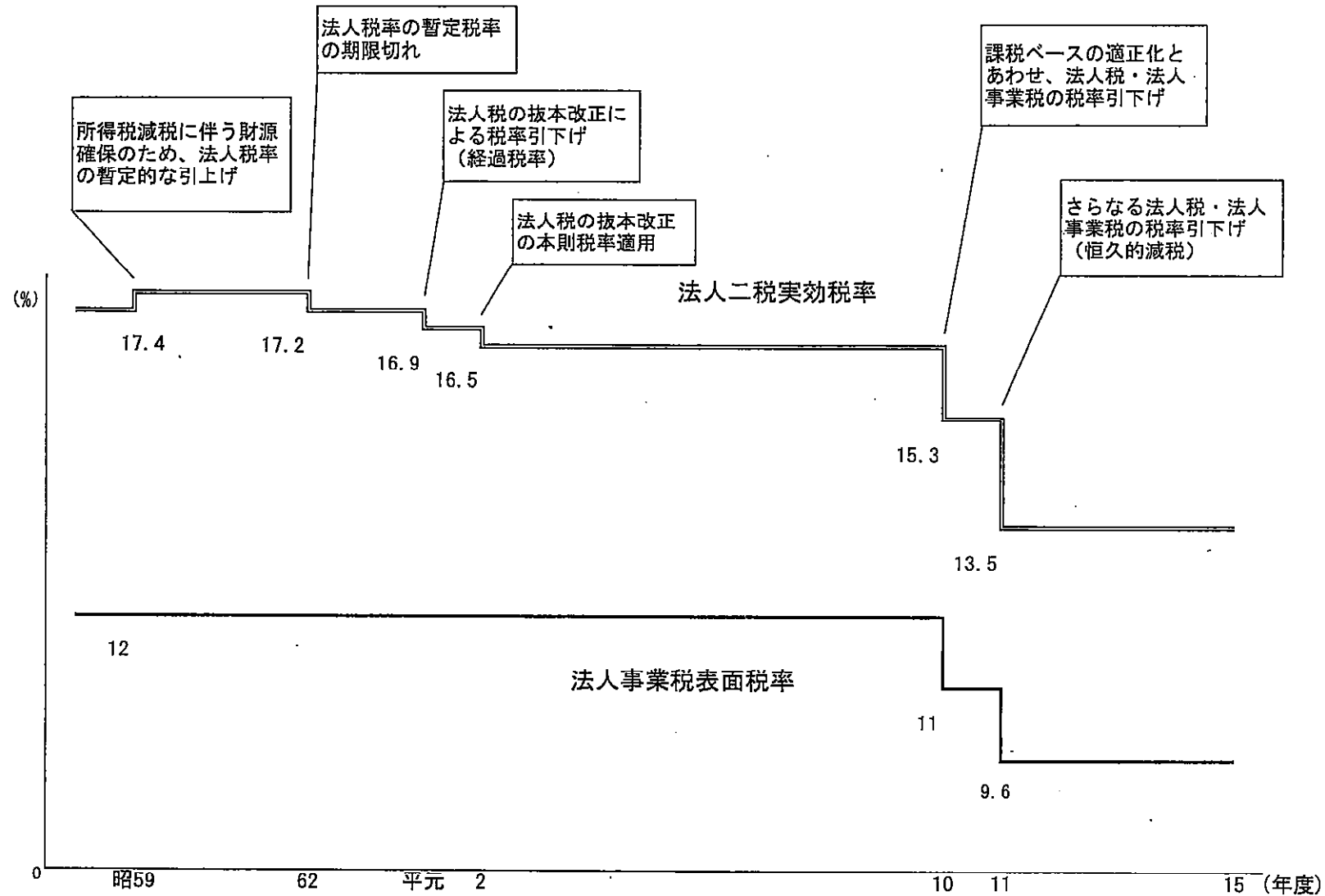


法人事業税収の推移



(注) 13年度までは決算額、14年度は決算見込額、15年度は地方財政計画額である。

法人二税の税率の推移



- (注) 1. 法人二税とは、法人住民税法人税割（道府県分＋市町村分）と法人事業税である。
 2. 税率は地方税法に定める標準税率に基づくものであり、実効税率は、小数点第2位以下を四捨五入した数値である。
 3. 法人住民税法人税割は基本的に法人税額を課税標準としており、その税率（昭和56年度以降：道府県民税5.0%、市町村民税12.3%）は所得ではなく、法人税額に対するものである。

東京都のいわゆる銀行税について

(1) 東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例 (概要)

- ① 目 的 安定的な税収及び税負担の公平性の確保
- ② 根 拠 地方税法第 72 条の 19 (法改正前)
- ③ 納税義務者 都内で事業活動を行う法人のうち、銀行業又はこれに類する事業を営むもの。
ただし、当該事業年度末の「資金量」の残高が 5 兆円以上の法人に限る。
- ④ 課税標準 当該事業年度の「業務粗利益」
- ⑤ 税 率 (改正前) 3 % (ただし、特別法人は 2 %)
 ※ 税率引下げにより、2,344 億円 (還付加算金 123 億円を含む) を還付
(改正後) 0. 9 % (ただし、特別法人は 0. 6 %)
- ⑥ 適用期限 (改正前) 平成 1 2 年 4 月 1 日以後 5 年以内に開始する各事業年度

(改正後) 平成 1 2 年 4 月 1 日以後 4 年以内に開始する各事業年度

※ なお、大阪府の銀行税条例については、適用期限を「平成 15 年 4 月 1 日以後 1 年以内に開始する各事業年度」に改正されたが、税率については 3 % (ただし、特別法人は 2 %) となっており、銀行側との訴訟も大阪地裁で係争中である。

(2) 法人事業税における課税標準の特例

- 課税自主権のひとつとして、法人事業税においては所得以外の課税標準を都道府県の判断により用いることができる特例が存在。(改正前の地方税法第 72 条の 19)
- 東京都・大阪府の銀行税は、この特例規定を根拠としたもの。
- 地方税法等の一部を改正する法律（平成 15 年 3 月 31 日法律第 9 号）により、法人事業税における課税標準の特例の対象となる法人から、資本金 1 億円超の外形標準課税対象法人を除外。

改正後の地方税法第 72 条の 24 の 4（平成 16 年 4 月 1 日施行）

第 72 条の 2 第 1 項第 1 号イに掲げる法人以外の法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業を除く。）に対する事業税の課税標準については、事業の状況に応じ、第 72 条の 12 第 1 号ハ及び第 2 号の所得及び清算所得によらないで、資本金額、売上金額、家屋の床面積若しくは価格、土地の地積若しくは価格、従業員数等を課税標準とし、又は所得及び清算所得とこれらの課税標準とを併せ用いることができる。

(注)「第 72 条の 2 第 1 項第 1 号イに掲げる法人」とは、資本金 1 億円超の外形標準課税対象法人である。

地方税の主な非課税等特別措置による減収額(10,340億円)の内訳(平成15年度ベース)

(単位:億円)

個人住民税 (22.4%) 2,310			法人住民税 (19.1%) 1,980	事業税 (27.0%) 2,790	固定資産税 (31.5%) 3,260
生命保険料 ・損害保険 料控除 (9.3%) 960	老人等 マル優 (4.0%) 410	その他 (9.1%) 940	(19.1%) 1,980	事業税 (27.0%) 2,790	(31.5%) 3,260
				社会保険 診療報酬 の所得計 算の特例 (10.3%) 1,070	

- (注) 1 老人等マル優については、平成15年1月から段階的に縮小し、障害者等マル優に改組される(平成18年1月)。
2 公共・公益法人等に係る不動産取得税及び固定資産税の非課税措置による減収額は含まれていない。
3 住宅・住宅用地に係る不動産取得税及び固定資産税の特例措置による減収額は含まれていない。
4 交際費課税の特例による増収分2,140億円は、含まれない。
5 数値は、十億円単位で計上しているため、四捨五入等の調整を行っている。

事業税における社会保険診療報酬に係る特例措置について

① 現行特例措置の概要

所得金額の算定上、社会保険診療に係る収入は、総収入金額等に算入せず、また、社会保険診療に係る経費は、必要経費等に算入しないこととされており、社会保険診療報酬については、実質的に非課税の扱いとなっている。

なお、医療法人については、特別法人とされ、軽減税率が適用されている。
(社会保険診療報酬以外の部分について本則9.6%に対して6.6%の特例)

② 特例措置の創設経緯

昭和27年6月議員提案により「医業及び歯科医業については、保険医としての保険収入を課税標準から除外する」という趣旨の修正案が成立し、今日に至っている。

③ 減収見込額

平成15年度 約1,070億円

(参考)

○ 今後の税制のあり方についての答申（抄） （昭和58年11月 政府税制調査会）

事業税における非課税措置及び課税標準の特例措置については、税負担の公平を確保する見地からその見直しを行うべきである。

特に、社会保険診療報酬課税の特例措置については、昭和27年に創設されて以来長期間を経過しており、また、所得税における課税の特例の見直しが行われたところでもあるので、この特例措置を廃止し、少なくとも所得税における課税の特例に準じた取扱いとなるよう改めることが適当である。

○ わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－（抄）（平成12年7月 政府税制調査会）

社会保険診療報酬については、昭和27年の国会審議における議員修正により非課税措置が講じられ、当該措置が現在に至っています。

この特例措置については、事業を行っている以上、事業税は公平に課税されるべきものであり、その所得が非課税となっていることは、他の事業者にとって不公平感を招くものとなっています。また、社会保険診療報酬に係る課税の特例措置の取扱いについては、国税において、社会保険診療に係る経費について概算経费率制度を採用し、一定の見直しが行われてきています。

このようなことから、事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特例措置については、累次の当調査会の答申などにおいて示されているとおり、税負担の公平を図る観点から、その見直しを検討することが必要です。

○ 平成15年度における税制改革についての答申（抄） （平成14年11月 政府税制調査会）

事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特例措置の見直しについては、長年、当調査会の答申において指摘してきた。これについては、税負担の公平を図る観点から、速やかに撤廃すべきであり、少なくとも段階的な見直しを図ることが必要である。